

保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の延長要件の見直し（地方公務員の「パパ・ママ育休プラス」の場合） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長（当時）：秋山收 元内閣法制局長官）に諮り、同会議から「地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の運用は、早急に雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要があります。」との意見をいただきました。

これを踏まえ、平成 29 年 3 月 28 日に総務省自治行政局に改善方策のあっせんを行い、同年 6 月 27 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私（地方公務員）は、パパ・ママ育休プラス制度を利用し、子が 1 歳 2 か月になるまで育児休業を取得し、育児休業手当金を受給している。

今回、子が 1 歳 2 か月になる月の初日を入所希望日とする保育所の入所申込みを行ったが、入所できなかったため、共済組合に育児休業手当金の支給延長を請求したところ、子が 1 歳に達する日以前を入所希望日として入所申込みを行い、入所が不承諾とされていなければ支給の延長は認められないと言われた。

このような取扱いは、地方公務員の場合だけのようであるので、改善してほしい。

（注）本件は、本省行政評価局行政相談課が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

総務省は、地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の支給延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要がある。

（回答要旨）

地方公務員等共済組合法施行規則を改正（平成 29 年 7 月 1 日施行）
これにより、パパ・ママ育休プラスにおける左記の支給延長要件は、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様（※）になった。

※ 育児休業手当金の支給終了日（最長で 1 歳 2 か月）後の期間について保育所に入所できないなど（総務省令で定める場合）



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 田中、小松

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>